

戦後 80 周年平和祈念事業「沖縄戦を学ぶこどもワークショップ体験事業」委託業務 企画提案公募要領

本公募は令和 7 年度予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、成立後に効力が生じる事業です。

県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しないことがありますので、予めご了承ください。

1 目的

戦後 80 年という節目にあたり、未来を担うこどもたちが沖縄戦について学び過去から現在、そして未来について共に考える機会を創出するとともに、こどもたちが感じる平和を希求する「沖縄のこころ」をアート、音楽、舞台表現などを通して自己表現することで、次世代への平和メッセージを発信する機会とする。

また、文化的体験に触れる機会が少ないこどもたちにも参加機会を提供することで、体験格差の解消につなげることを目的とする。

2 委託業務の内容

- (1) 業務の件名 戦後 80 周年平和祈念事業「沖縄戦を学ぶこどもワークショップ体験事業」委託業務
- (2) 業務の内容 戦後 80 周年平和祈念事業「沖縄戦を学ぶこどもワークショップ体験事業」委託業務に係る仕様書のとおり
- (3) 事業期間 契約締結の日から令和 8 年 2 月 28 日まで
- (4) 委託料の提案上限額

当該業務に係る委託料の提案上限額は、10,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、この金額は企画提案のために設定したものであり、実際の契約金額とは異なる。

3 応募資格

次の要件を全て満たす法人、又は複数の法人からなる共同企業体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。以下の要件については、資格確認のため、沖縄警察本部に照会する場合がある。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (4) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
 - (5) 沖縄県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札への参加停止の処分を受けていないこと。
 - (6) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
 - (7) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
 - (8) 労働関係法令を遵守していること。
 - (9) 沖縄県内に本店又は支店を有する法人であり、今回の委託業務を遂行するために、総括責任者及び担当者を配置するなど、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有する者であること。
 - (10) 今回の委託業務を遂行するために必要な経営基盤を有すること。
 - (11) 今回の委託業務を遂行するために必要な管理能力を有すること。
 - (12) 共同企業体で実施する場合は以下の要件を満たすこと。
 - ア 共同企業体を代表する法人が応募を行うこと。
 - イ 全ての構成員が上記の応募資格（１）から（８）までの要件を満たし、構成員のいずれかが応募資格（９）を満たし、代表する法人が上記の応募資格（10）から（11）までの要件を満たすこと。
 - ウ 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員となることはできない。また、共同企業体の構成員は、法人単体で申請することはできない。

4 スケジュール（予定）

- | | |
|-------------------|----------------------------|
| (1) 企画提案公募の開始 | 令和 7 年 2 月 27 日（木） |
| (2) 企画提案参加申込書提出期限 | 令和 7 年 3 月 12 日（水）16 時（必着） |
| (3) 企画提案書提出期限 | 令和 7 年 3 月 21 日（金）16 時（必着） |
| (5) 審査（プレゼンテーション） | 令和 7 年 3 月 27 日（月）午後（予定） |
| (4) 審査結果の通知 | 令和 7 年 4 月 1 日（予定） |
| (6) 契約締結 | 令和 7 年 4 月上旬頃（予定） |

5 企画提案に対する質問

質問がある場合は、質問書【様式1】によりメールで受け付ける。（電話は不可）

- (1) 質問方法 書面を12の問い合わせ先へメールで提出

※共同企業体を予定する場合は、代表事業者が提出すること。

※件名は【沖縄戦を学ぶこどもワークショップ体験事業委託業務に関する質問】とすること。

- (2) 受付期間 令和7年2月27日（木）から 令和7年3月7日（金）12時（必着）まで

- (3) 回答方法 令和7年3月11日（火）

質問書提出者あてメールで回答及び沖縄県ホームページに掲載する。

6 企画提案申込書の提出

- (1) 提出期間 令和7年3月12日（水）午後4時（必着）

- (2) 提出方法 企画提案参加申込書【様式2】を郵送またはメールにより提出

7 企画提案書等の提出

- (1) 企画提案にあたっては、「沖縄戦を学ぶこどもワークショップ体験事業」委託業務に係る仕様書の記載内容を十分に踏まえ、以下の書類を作成し提出すること。

以下の書類を一式にまとめ、左綴じ（A4判長辺綴じ、穴あけ）、インデックス等を付けるか、又は全ての書類に通し番号でページを付すこと。

ア 企画提案応募申請書【様式3】

イ 会社概要書【様式4】

ウ 業務実績【様式5】

エ 企画提案書【任意様式】

※用紙サイズはA4形式（A3折込可）とする。

※本文で使用する文字については、10.5ポイント以上とする。ただし、図表内の文字については除く。

※提案書については、表紙、目次及び背表紙を除き20ページ以内とする。

※提出する企画提案書は1案に限る。

オ 経費積算書【様式6】

カ 誓約書【様式7】

キ 共同企業体協定書（共同事業体による応募の場合のみ）【様式8】

※共同企業体の場合、「イ 会社概要書」「オ 誓約書」については、構成員毎に作成し、提出すること

- (2) 提出方法

企画提案書等の提出は、以下のとおり、持参または郵送により受け付ける。郵送は書留郵便等、記録が残る方法で行うものとし、提出期限内に到着するよう送付すること。

- ア 提出期限 令和7年3月21日（金）午後4時 ※必着
イ 提出場所 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
沖縄県こども未来部 こども若者政策課（県庁3階）
ウ 提出部数 7(1)で示した書類を紙で7部提出すること（正1部、コピー6部）

8 企画提案の選考方法

- (1) 多数の応募者より企画提案書の提出があった場合は、県において書類による1次審査を行う場合があり、1次審査において選定された者に対しては、プレゼンテーションの時間を通知する。
- (2) 審査はプレゼンテーション審査とする。なお、プレゼンテーションの順番は、原則、企画提案書等を受け付けた順とする。

ア 審査日時 令和7年3月27日（木）午後（予定）
※各者20分間程度（時間配分はプレゼンテーション10分、質疑応答10分）

イ 会場 沖縄県本庁内会議室
※日程・場所等は変更する可能性がある。
※詳細（期日、時間配分等）については、電子メールで連絡する。
- (3) 関係者で組織する受託業者選定審査会において、審査基準に沿って企画提案書の審査を行い、本事業の優先交渉の順位を決定する。
- (4) 審査の結果は、全ての提案者に対し通知する。

9 審査基準

- (1) 事業の趣旨・目的に沿った提案であるか
- (2) 当該委託業務の遂行に有効な、具体的に優れた手法が提案されているか
- (3) 当該委託業務を遂行できる能力・体制を有しているか
- (4) 当該委託業務の遂行に資する実績があるか
- (5) 合理的なスケジュールが提案され、予算の範囲内で適切に経費が見積もられているか

10 委託契約

- (1) 受託業者選定審査会において優先交渉第1位となった事業者と委託内容について協議を行い、委託契約を締結する。

ただし、第1位である事業者との間で、委託に関して必要な協議が合意に至らなかった場合には次順位以降の者を繰り上げてその者と協議を行い、委託契約を締結するものとする。
- (2) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号いずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

11 その他

- (1) 書類提出等にあたり使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 今回の公募は委託契約候補者を選定するものであり契約締結を保証するものではない。
- (3) 事業の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容全ての実施を保証するものではない。
- (4) 当該提案に関する経費（参加申込書及び企画提案書の作成や提出に係る経費等）は提案者の負担とし、提出物は返却しない。
- (5) 1 事業者（又は 1 共同企業体）につき、企画提案は 1 件とする。
- (6) 提出期限後の書類の変更、差替え及び再提出は、軽微な変更を除き原則認めない。
- (7) 企画提案書等の書類は、選定以外の目的に使用しない。
- (8) 提出された企画提案書・審査内容・審査経過等については公表しない。
- (9) 委託業務の実施により取得した著作権等については、沖縄県に帰属する。
- (10) 当該提案に係る提出書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、選定の取消、委託契約の破棄、委託費の返還等の措置をとることがある。

12 お問い合わせ先

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎 1-2-2（県庁 3 階）

沖縄県こども未来部 こども若者政策課 企画班 担当：比嘉

TEL:098-866-2100

E-mail: aa031607@pref.okinawa.lg.jp